# 付則 28

# MFJ公認クラブ等の名称に関する規定

本規定は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）に登録するクラブ及び団体（以下「クラブ等」という）の名称の取り扱いに関して規定する。

## 第１条　クラブ等の登録

クラブ等が、MFJに登録する場合は、５名以上のライセンス所持者（エンジョイ資格を除く）で構成されなければならない。クラブ等が、公認競技会の主催者となる場合の条件は、別に定める。

## 第２条　クラブ等の名称の使用

クラブ等の名称は、MFJの承認を受けなければならない。

承認の申請は、MFJに対して行なわなければならない。

## 第３条　使用してはならない名称

次の各項に掲げる名称の使用は認められない。

1．国際モーターサイクリズム連盟（FIM）及びFIM加盟の各国モーターサイクル協会の名称及びその略称。

2．MFJに既に登録されているクラブ等の名称及びその略称、ただし、当該クラブ等の同系列であり、地名等を付し、かつ、名称に関する権利保有者の名称使用についての同意書を得た場合はこの限りでない。

3．著名な商品名、会社名及びこれに類似する名称。ただし、当該関係会社（二輪車メーカーを除く）と同系列等直接又は間接に関係があり、かつ名称使用の同意書がある場合はこの限りでない。

4．連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）など、および同義語など。

5．日本、国際、アジア、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの誇大にわたる名称及びこれとの同意義語。

## 第４条　その他承認されない名称

新規登録の場合、第２条の各項に該当する以外の名称であっても、公序良俗に反するか、または社会通念上奇異に感じられる名称ならびに実質と内容が伴わない名称については、MFJ中央スポーツ委員会において審査し、却下しまたは変更を求めることがある。

更新登録の場合において、その名実が相反することとなった場合は、改称を求めることがある。

## 第５条　使用文字

クラブ等の名称は、漢字、片仮名、平仮名および数字のいずれかを用いた組合せによって表示されなければならない。略称は、ローマ字で示すこととする。ただし地名を付記するものはこの限りではない。

## 第６条　名称の由来

クラブ等が新規に登録する際、必要により当該クラブ等に対しその名称の由来について、説明書の添付を求めることがある。

## 第７条　名称の変更

MFJに既に登録されたクラブ等の名称変更の申請がなされたときは、これを審査し、この規程の趣旨に反しないと認めた場合は、これを承認することとする。

## 第８条　付　則

本規定は、2021年１月１日から施行する。本規定施行の際、既に承認されているクラブ等の名称は、この規定の趣旨に反しない限りはなお従前の例による。